平成２１年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目25番23―203号
債務者　児玉　哲郎
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
鹿児島県鹿児島市明和５丁目46番１号　キングハイツ明和203号
債務者　上畝　優紀
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目７番32号
債務者　熊須　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
鹿児島県鹿屋市大手町11番15号
債務者　末満　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方357番地、住民票上の住所鹿児島県曽於市末吉町深川5059番地
債務者　濱屋　健二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
沖縄県中頭郡西原町字与那城328番地の２
玉城アパート301号
債務者　金武奈津樹
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２３９号
沖縄県那覇市山下町22番33号　葉月荘101
債務者　末吉　牧子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７９号
宮城県柴田郡村田町大字菅生字平154番地
債務者　高橋　咲子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２２３号
長野市吉田２丁目15番７号
債務者　栗田　佳之
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２７号
長野市篠ノ井御幣川222番地　西棟
債務者　田中　和枝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
長野県松本市大字芳川村井町220番地134
債務者　早坂富美子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０９号
長野県松本市大字蟻ケ崎2224番地３
債務者　吉井　征子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２５号
兵庫県伊丹市船原２丁目１番11号、前住所大阪府枚方市宮之阪３丁目29番20号
債務者　井戸知佐子（旧姓左藤）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２２７号
兵庫県川西市下加茂１丁目19番７号
債務者　藤　ゑみ子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７７号
兵庫県豊岡市出石町町分69番地の３
債務者　中島　敏一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
山口県下関市稗田中町10番３―１Ｄ号　コーポ峰
債務者　山形　昭彦
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
山口県下関市一の宮町４丁目14番８―302号　一の宮県営住宅
債務者　守田由美子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
山口県下関市上新地町５丁目12番７号
債務者　白石　正己
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係